

東京工業大学学士課程における成績不振学生の 修学指導に関する申合せ

- 1 学長が指名する理事・副学長（以下「理事・副学長」という。）は、学生が次に掲げる事項の一に該当する場合は、学院長、類主任及び系主任に当該成績不振の学生（以下「成績不振学生」という。）に関する情報を通知する。
 - 一 前の学期に履修申告を行わなかった者
 - 二 類所属学生のうち、次のいずれかに該当する者
 - イ 前の学期の修得単位数が 15 単位未満の者
 - ロ 前の学期における G P A（東京工業大学における G P A 制度に関する要項（平成 28 年 1 月 8 日制定）第 2 条第 4 項に規定する学期 G P A をいう。以下同じ。）が 1.25 未満の者で、当該学期の修得科目数を履修申告科目数で除した値が 0.6 未満の者
 - ハ 在学期間 1 年を経過している者
 - 三 系所属学生のうち、学士特定課題研究の申請資格を得ていない者で、次のいずれかに該当する者
 - イ 修得単位数が 15 単位未満の学期が 2 回以上連続した者
 - ロ 前の学期における G P A が 1.25 未満の者で、当該学期の修得科目数を履修申告科目数で除した値が 0.6 未満の者
 - ハ 系所属後の在学期間が 2 年を経過している者
 - 四 学士特定課題研究開始後の在学期間が 1 年を経過して、卒業が認められなかった者
- 2 前項により修学指導上の資料として通知する情報は、成績不振学生の学業成績及び単位修得状況とする。この場合において、同項第 2 号ハに該当する者にあつては、系所属に不足する単位数に関する情報を併せて通知する。
- 3 前 2 項の通知を受けた類主任及び系主任は、アカデミック・アドバイザー等と連携し、当該成績不振学生の修学指導を個別に行う。
- 4 学生が、在学年限が満了した時点において、卒業の要件に係る必要単位数を修得できなかったときは、東京工業大学学則（平成 23 年学則第 3 号。以下「学則」という。）第 45 条第 1 号により除籍とする。ただし、学生の将来を考慮し、学生が希望する場合は、学則第 19 条による退学を認める。なお、除籍又は退学の日付は、在学年限満了の日とする。
- 5 前項に該当する学生の再入学は認めない。

附 則

- 1 この申合せは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日に本学に在学する者（平成 28 年 4 月 1 日以降に、理学部、工学部及び生命理工学部にも再入学、転入学及び編入学する者を含む。）については、なお従前の例による。